

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 303 回

厳しい日本ですが、新しいビジネスは社会の中で次々と生まれていますし、また現政権も予算をそうしたビジネスへ振り分けています。人口減や高齢化に悩む日本は、解決すべき問題が散在し、それらはビジネスへと繋がります。

まず、健康ですね。健康は高齢者のみならず、あらゆる世代で重要な関心事であり、病気になるために運動をする「スポーツ施設」「スポーツ教員派遣」もその一つ。

また、公設学童保育の不安を補って、民間企業の参入が始まっており、「託児サービス」「英会話教室」等。

さらに、一般の人を対象にモノづくりを体験しながら達成感を味わってもらう「ワークショップ」等。

すなわち、生活や仕事の中でのちょっとした不便さが、しっかりビジネスの種になるわけですね。

考え、工夫し、チャンスをつかみ取りましょう！

前田の《今人生を語る》第 208 回

めざめよ日本人 (130)

誰かから助けてもらうのではなく、自分は何ができるか考えよう

私は、国のために何ができるか

私は、会社のために何ができるか

私は、他人のために何ができるか

私は、家族のために何ができるか.....

そして、自分ができることを成すために、今どんな勉強をし、どんな努力をするかを考えよう！！

○事業承継税制（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）

浦野 秀央

前回に引き続き、事業承継税制についてお伝えします。今回は「贈与税の納税猶予の特例」と以前お伝えしきれなかった点を記載します。内容が一部重なっているため、一緒にご参照下さい。（先月号は、ホームページにもあります）

【贈与税の納税猶予の概要】 贈与により取得した非上場株式等に係る課税価額に対応する贈与税額の納税を猶予する。（※後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済み議決権株式等の 3 分の 2 に達するまでの部分を上限とし、さらに特例の適用を受けるには、この限度数以上の株式の贈与を受ける必要がある（保有している株式の全てを贈与しても限度数に満たない場合は、その保有している株式の全て）（※特例を適用する場合、贈与をした年の翌年 1 月 15 日までに「経済産業大臣の認定」の申請を行う必要がある）

【適用要件】 ○主な会社要件は、前回と同じ要件を用います。○被相続人要件は、基準時間が「贈与開始」に変わります。また贈与時において会社の代表権を有していないことが加わります。○後継者要件も同様に基準期間が「贈与開始」に変わり、「相続開始直前において役員～要件」が、贈与時に代表者であること、20 歳以上であること、役員等の就任から 3 年以上を経過していることに変更されます。○担保提供要件も前回と同じ要件を用います。

【主な継続要件】 前回と同じ要件を用います。

【納税をすることとなった場合の猶予期間中の利子税について】

（相続税・贈与税共通） 申告期限の翌日から、納税猶予の期間に応じて年 3.6% の割合の利子税がかかります（※この間、各年の特例基準割合も影響するため、例えば平成 27 年の特例基準割合 1.8% の場合、利子税の割合は 0.8% となります）
（相続税の「申告期限から 5 年経過後に相続税額を納付する場合の利子税の特例」） 申告期限から 5 年間（経営承継期間）は継続要件を満たし、その後納税することとなった場合、最初の 5 年間の利子税の割合は 0% に軽減されます。

【免除要件】

（相続税・贈与税共通） ○後継者が亡くなられた場合 ○経営承継期間の経過後に、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続き開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合 ○経営承継期間の経過後に、特例の適用を受けた非上場株式等を一定の親族に贈与し、その親族が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用」を受ける場合
（贈与税） ○先代経営者が亡くなられた場合（一定の要件を満たす場合、「相続税の納税猶予の特例」を受けることができます。）

「贈与税の納税猶予の特例」は、「贈与した現経営者も役員として経営に参画できる点」、「贈与時の非上場株式の価額をもとに猶予納税額を算出する点」など、自己の裁量をきかせられるメリットがあり、「相続税の納税猶予の特例」と合わせて長期的な観点でご活用下さい。